

けん り よう ご

まにわ権利擁護



ステーション

にご相談ください

こんな困りごとありませんか？

悪質商法の被害を受けている

お金の管理が難しくなった

書類の手続きが分からない

障がいのある子どもの今後の心配

∥ そのほかにも… ∥

- ・成年後見制度について知りたい
- ・こんな困りごと
成年後見制度で解決できる？
- ・成年後見制度以外に、
利用できるものはない？
など

権利擁護ステーションは、成年後見制度の利用促進を行う地域の拠点として、支援が必要な方を適切な制度や機関につなぐ役割を果たします。社会福祉士を中心に、様々な専門職が連携し支援します。

権利擁護ステーションでは、判断能力が十分ではない方やそのご家族、支援者の困りごとを一緒に考えます。電話や訪問でご相談をお受けします。

成年後見制度に関することはなんでもお気軽にご相談ください

お問い合わせ

くらしによりそう 伴走者

まにわ権利擁護ステーション

TEL

(0867) 42-1666

FAX : (0867) 42-1390

受付
時間

8:30~17:15

(土日、祝日、12/29~1/3を除く)

住所

真庭市久世2927-2
(高齢者支援課 9番窓口)



まにわ権利擁護ステーションの役割

相談

- 成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、関係者の方からの相談に応じ、制度のしくみや利用するための流れなどをご説明します。
- 個別相談の中で、専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士など）との連携により支援を一緒に考えます。

広報・啓発

- 成年後見制度について、正しい知識を市民や支援者の方が持てるよう、制度や相談窓口の普及啓発に取り組みます。



出張講座も行います。
お気軽にご相談下さい。

制度を利用しやすい環境作り

- ご本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた情報提供を行うほか、市民後見人の育成・活動支援を行います。

※市民後見人とは…親族以外の市民による後見人

後見人支援

- 後見人等からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係者がチームとなって対応する体制をつくります。

成年後見制度ってなに？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」などが、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

成年後見制度

すでに判断能力が不十分な人

法定後見制度

家庭裁判所

後見

常に判断能力
を欠いている

保佐

判断能力が
著しく不十分

補助

判断能力が
不十分

将来の不安に備えたい人

任意後見制度

公証役場

※判断能力があるうちにあらかじめ本人が選んだ人と契約で決めておく

任意後見契約

後見人の役割

- ◆ **財産管理**
 - ・ 預貯金や不動産、年金、日常生活費などの管理を行います。
- ◆ **日常生活の支援（身上保護）**
 - ・ 介護、福祉サービス利用の手続き、施設入所契約などを行います。本人を見守り支援します。

後見人ができないこと

- 結婚や離婚の同意、取り消し、遺言の作成
- 連帯保証人、身元引受人になること
- 手術や延命など医療行為に関する同意
など